



# ソフトウェアと著作権 法の最新問題

牧野 和夫 (まきの かずお)

弁護士・弁理士・米国弁護士 (芝綜合法律事務所)  
大宮法科大学院大学 教授 (国際取引法・知的財産法)  
前アップルコンピュータ(株)法務部長  
前Business Software Alliance日本代表事務局長

1

2008/3/3



## 講演の概要

- ソフトウェア・サービスに関する著作権法の判例 (プログラムを模倣されたケースを含む) について解説します。
- ソフトウェアは知的財産権で保護されるか
- ライセンス契約と著作権法との関係
- ソフトウェア構成部分は著作物として保護されるか
- ソフトウェアの著作権侵害によって、どの程度の損害賠償請求が認められるか
- オープンソフトとGPL(General Public License)

2

2008/3/3



## 1. ソフトウェアは知的財産権のうち 何によって保護されるのか

- 著作権による保護
- 特許権による保護
- 不正競争防止法による保護

3

2008/3/3



## 2. ライセンス契約と著作権法 との関係

- どちらが優先するのか
- 使用許諾契約書はどこまで法的に有効  
となるか

4

2008/3/3



### 3. ソフトウェアの構成部分は著作物として保護されるのか

- サイボウズ・オフィス模倣ソフト訴訟 (2002年9月5日東京地裁判決)
- アイコン配置やページ構成が類似
- 著作権、不正競争防止法による保護

5

2008/3/3



### 4. ソフトウェアの著作権侵害によって、どの程度の損害賠償請求が認められるか(その1)

- 著作権法114条1項(損害額の推定)  
複製物の(権利者)利益単価 × 侵害複製物の数量
- 著作権法114条2項(損害額の推定)  
侵害者が侵害行為により得た利益
- 著作権法114条3項(損害額の推定)  
通常の実施料

6

2008/3/3



#### 4. ソフトウェアの著作権侵害によって、どの程度の損害賠償請求が認められるか(その2)

**組織内違法使用事件  
(2001年5月16日東京地裁判決)**

7

2008/3/3



#### 5. オープンソフトとGPL(General Public License)

- GPL(General Public License) とは
- Linuxと著作権

8

2008/3/3

● ● ● | ありがとうございます

- ・ その他質疑応答